

〈第 5 分科会〉
子ども計画

1 分科会の趣旨

今年度は、「子ども計画におけるプラットフォームのはたらき—つなげる・つながる機能を生かす」をテーマに掲げた。その背景として、「さまざまな分野に膨らんだ行政計画に、地方自治の視点から生命を吹き込んでいく必要があり、そのために、当事者である子どもや若者の意見を聴きながら、ともに作り上げること」が問われているからである（森田明美）。それでは、プラットフォームとしての機能が求められる子ども計画には、どのような局面が含まれているのだろうか。

主として、①権利侵害や支援内容の質を含む実態把握やニーズ調査の局面、②問題の変化等を含め、調査結果を分析し、課題を抽出する局面、③課題解決に向けた理念を共有し、施策目標・内容をつくり出す局面、④子ども施策を主体的／有機的に実行する仕組みと、支援策を構築する局面、⑤仕組みや支援の基盤となる社会資源をつくり出す局面、⑥理念や方針に基づき、事業を実施していく局面、⑦担当部署、事業者・当事者・第三者等が評価・検証し、フィードバックする局面等である。

主な論点は次の三点である。第一に、子ども計画にプラットフォームの機能をもたせるには、どのような仕組みをつくり出すことが有効なのか。第二に、子ども計画の策定・実施・評価のプロセスに、どのように子どもや若者の意見を反映させるとよいのか。第三に、子どもを取り巻く多様な課題を子どもの権利の視点から解決できる子ども施策とは、具体的にどのようなものなのか。こうした課題に対する自治体の取り組みを見ていくこととする。

2 自治体報告

(1) 子ども計画による庁内外の連携と総合的な施策の展開：羽佐田浩介（葛飾区子育て支援部 子ども・子育て計画担当課）

葛飾区は、次世代計画の総合的な枠組みを活用しながら、葛飾区版ネウボラや区立児童相談所・一時保護所開設など、個別分野を超えた、切れ目のない支援に取り組んできた。近年、子ども・若者施策が標的とする課題内容は、学校生活、外国にルーツをもつ子ども、障害、ひきこもり、非行、インターネット被害、虐待、自殺等に拡大してきている。そこで、子ども・子育て支援、若者施策にかかわる多様な部署や組織間の有機的な連携を促進し、区全体で子どもの権利を擁護する体制を築くために、2023 年 10 月に子どもの権利条例を施行し、（仮称）葛飾区子ども・若者基本構想づくり（2024 年 3 月策定予定）に取り組んでいる。

(2) こども計画への子ども・若者のニーズ調査などへの参加：須田あゆみ（飯能市福祉子ども部子育て支援課）

山間部を含む豊かな自然に恵まれた、人口 78000 人の飯能市は、地域的特性を生かした子ども調査と施策づくりを進めている。教育委員会と良好な関係が築かれているため、小中学生の意識調査の回収率は 9 割を超え、山間部の小学校や適応指導教室に出向いてヒアリング調査をおこなっている。反映された施策内容も、引きこもり等の子どもたちを見守る福祉的な居場所づくり（公設）や、地元の大学と連携した子育て支援事業の開催など、地域の魅力を引き出し、地元の社会資源を掘り起こす工夫がおこなわれている。令和 7 年度「飯能市こども計画（仮称）」策定に向け、子ども・若者の意見表明の反映に向けた取り組みを進めようとしている。

(3) 子ども・若者の声を子ども計画につなげる調査のありかたとは：岡田 光子（西東京市子育て支援部子育て支援課）

西東京市では、子ども条例に基づくまちづくりに取り組むなかで、子ども計画策定の実態調査（その調査方法や質問項目等）を子どもの権利の視点から見直す作業を進めてきた。子どもの生活実態調査では、従来の調査項目について、計画策定の根拠として何を明らかにするのかという視点

から点検し、プライバシー保護等倫理的配慮、調査の実施責任の自覚、調査依頼文の工夫等に取り組んできた。子どもワークショップでは地元の大学と連携し、まず、運営する学生自身が子どもの権利擁護委員から学習する機会をもった。そして、大学生による企画案に基づき、参加者募集、事前学習の内容、記録や反映、フィードバックの方法等の検討を進めている。

(4) こども計画における子ども・若者参加—尼崎市の試みについて：津山 和之（尼崎市こども青少年局こども青少年部こども青少年課）

尼崎市では“つなぐことに着目したこども施策”を、子どもの学び・育ちを総合的に支援する「ひと咲きプラザ」の設置と、その拡充を通して推進している。子ども・若者と地域行政のつなぎとして、青少年主体の居場所であるユース交流センターを設け、政策提言機能をもつユースカウンスル事業を展開している。一体的支援に向けた組織間のつなぎ（子どもファーストに基づく縦と横の連携）として、総合相談機能をもつ「いくしあ」を設置し、2026年の尼崎市児相開設を通して、さらなる一貫した支援を目指している。また、子どもの意見聴取・反映（こども基本法11条）に向け、ユースカウンスル事業との連携、およびオンラインプラットフォーム Liqid の活用を試みようとしている。

(5) 子ども・若者計画による施策・支援の機能強化と子ども・若者の参画による評価・検証に向けた動き：島川 佳子（世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課）

世田谷区では子ども計画・施策の評価・検証について、会議体として子・子会議と青少協（若者委員を含む）の枠組み、子ども・保護者・地域に関する経年評価指標の活用に加え、小中学生アンケートと子ども・若者ヒアリング、子ども・若者の声ポスト（インターネットアンケート）、ティーンエイジ会議など、多様な手法を通して進めている。さらに効果的な検証に向けた次期計画の検討課題として、①施策や支援に対する定期的なモニ

タリング（子どもの権利に基づく質の調査）、②子ども・若者の質の評価への参加を通じた、子どもの権利の具体化の推進、③地域課題等に対する子ども・若者による継続的な話し合いと意見反映の場づくりをあげている。

3 子ども計画策定で問われる 地方自治の力

これからの自治体子ども計画は、特定のサービスのニーズ調査を通してその量的調整を図ることに加えて、子どもを取り巻く課題と当事者の声を把握しながら、子どもの権利を保障できる施策をつくり出すことが求められる。各自治体の工夫が問われてくるがゆえに、フロアーからの質問も数多く寄せられた。子ども計画を策定する上で、押さえておくべきポイントとは何だろうか。

コーディネーターの森田明美は、自治体子ども計画や施策は一気に実現できるものではないが、一方で、子どもの住んでいる場所（自治体）によって格差を生じさせてはいけない。したがって、自分たちの自治体の今の段階（理念の浸透、庁内外の連携、市民社会の成熟等）を理解することを出発点に、子どもの計画の枠組みや機能（PDCAサイクルを回すということ）を最大限活用し、子どもや若者とともにつくり上げていくこと（地方自治）が重要になってくると言う。

田中文字子は、今回、関西代表として尼崎市に報告してもらったが、子ども・若者施策にたいへん前向きな一方で、計画づくりをあまり重要視していない現実も明らかになった。関西で、子どもの権利に基づく施策・支援の底上げを図るには、こども基本法11条の規定も踏まえ、子どもや若者の意見を聴き、その責務を担う覚悟が問われていると言う。子ども計画における、子どもの権利に基づく施策を着実に作り出す力と、当事者である子どもや若者、多様な人びとと対話する地方自治の力の発揮が問われている。

加藤 悦雄（大妻女子大学）